

平成 25 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 25 年 12 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番 鶴 田 雄 士 君	2 番 稲 田 秀 敏 君
3 番 川 原 昭 雄 君	4 番 川 口 直 君
5 番 武 内 正 俊 君	6 番 森 本 文 隆 君
7 番 佐 々 木 碩 哉 君	8 番
9 番 小 松 信 男 君	10 番 江 良 邦 勝 君
11 番 浦 上 廣 幸 君	12 番 山 本 友 保 君
13 番 -	14 番 福 本 富 人 君
15 番 山 下 和 弘 君	16 番 川 峯 正 美 君
17 番 川 崎 眞 志 男 君	18 番 森 岡 一 正 君
19 番 松 本 カ ツ エ 君	20 番 橋 本 正 寛 君
21 番 宮 崎 義 一 君	22 番 森 下 雅 成 君
23 番 滝 下 清 三 郎 君	24 番 山 田 勝 彦 君
25 番	26 番 柴 田 眞 一 君
27 番 山 本 隆 久 君	28 番 松 岡 健 吾 君
29 番	30 番 小 川 浩 治 君
31 番 松 原 高 弘 君	32 番 松 川 兼 光 君
33 番 戸 谷 泰 典 君	34 番 倉 田 喜 一 君
35 番 池 田 裕 之 君	36 番 梅 田 良 二 君
37 番	38 番

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

8 番 中 村 三 千 人 君	25 番 前 田 達 也 君
29 番 小 堀 田 幸 一 君	37 番 平 岡 秀 樹 君
38 番 本 田 実 君	

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森 内 健 二	局長補佐	林 泰 裕
参 事	藤 崎 眞 二	参 事	吉 田 直 哉
参 事	平 田 正 剛		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 57 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 59 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 60 号 天草市牛深地域 平成 24 年度地籍調査事業に伴う農地転用の取り
扱いについて

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成25年第12回総会を開催致します。では始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。年の瀬を迎えまして、たいへんお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。今年もあと6日となりましたけど、今年を振り返ってみますと、7月のTPPの加入から農業政策の大改革ということで、たいへん翻弄された1年でした。TPPもまだ妥結に至っておらず、来年まで交渉が続くこととなっておりますが、これからも農政改革の方も議論されるのではないかと思いますけれども、私たちが将来に展望できるような農政を確立していただきたいと思っていますところがございます。

今年も残すところあとわずかではございますが、農業委員の皆さんにおかれましても、また農家の皆さんにおかれましても、来年が明るい1年となりますようご祈念申し上げ、ごあいさついたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○事務局（森内健二君） 本日は、8番中村委員、25番前田委員、29番小堀田委員、37番平岡委員、38番本田委員から欠席届が提出されておりますが、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、33番戸谷泰典委員、34番倉田喜一委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第56号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③をご覧ください。

1番についてご説明いたします。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の畑2筆536㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には牧草を栽培される計画です。

2番についてご説明いたします。栢宇土町の譲受人は栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田 120 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

3番についてご説明いたします。下浦町の譲受人は熊本市東区の譲渡人より、下浦町の畑 12,846 m²を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはみかんを栽培される計画です。

4番についてご説明いたします。熊本市中央区の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑 17 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には梅を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 5番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人から五和町の田 11 m²を売買により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は現在ビワが植栽されておりますが、取得後は育苗用の圃場とされる計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田 2,403 m² 畑 13,617 m²を、贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

申請地には、みかん、野菜、水稻を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 7番から9番につきましては、県の河川改修工事に係る用地買収に伴う代替農用地取得に関する案件です。うち、7番と9番は申請人同士の交換で、8番については同申請人の売買となっております。

まず7番について説明します。諏訪町の譲受人は新和町の譲渡人から新和町の田 237 m²を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

8番について説明します。諏訪町の譲受人は新和町の譲渡人から新和町の田 23 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

9番について説明します。新和町の譲受人は諏訪町の譲渡人から新和町の田 237 m²を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

10番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人から新和町の畑 28,781 m²を受贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は果樹、野菜を栽培される計画です。

11番について説明します。深海町の譲受人は深海町の譲渡人から深海町の畑 705㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は果樹を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 12番について説明します。栢宇土町の譲受人は、川原町の譲渡人より、栢宇土町の田 1,289㎡を、売買により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。

申請場所は、染岳山麓に山口運動広場がありますが、その30mほど手前に登山道があります。この登山道を300mほど登ったところにあります。

この土地の所有者が6年前に亡くなられ、その後、その妹である譲渡人が今回の譲渡人に家を買った経緯があり、今回その家に隣接する農地を贈与するとの申請です。

譲受人は牛を飼っており、牧草を栽培したいとのこと。特に問題はないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。2番について説明致します。

申請場所は、栢宇土農協より200mほど進み、右折してから約100mほど上ったところにあります。この水田は、譲受人の自宅の前にあり、これまでも小作をしておりました。今回、買受けたいとの希望により申請書が出されました。

譲受人は夫婦でこれまで40年ほど農業をされており、後継者も5年間農業に従事されております。現在、繁殖牛と稲作をされており、特に問題はないと思しますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番(松岡健吾君) 28番、松岡です。3番について説明致します。

今回の申請につきましては、経営移譲の際、後継者へ畑を1筆だけ贈与されており、その後継者が最近亡くなられ、熊本市在住の譲渡人に法定相続が行われましたが、自分たちではどうすることもできないため、後継者の母である譲受人へ贈与するとの申請です。

譲受人は高齢ではありますが、現在耕作もされており、そのような事情も考慮し、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○34番(倉田喜一君) 34番の倉田です。4番について説明致します。

この案件は、11月に申請され許可が出された案件ではありますが、この1筆17㎡が申請もれだったということで今回の申請となりました。

申請場所は、先月も説明しましたが、佐伊津町の工業団地の側にある農地です。申請地には前回と同じく梅を植えられるそうです。何も問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番の佐々木です。5番について説明致します。

この土地は、以前道路拡張工事を行った際に残った土地であり、約11㎡の面積で枇杷の木が1本植えられている状況です。譲受人以外の方は誰も必要としない土地であるため、今回の申請となりました。何も問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは6番について担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番の浦上です。6番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、譲受人夫婦も10年前よりみかんと水稲と野菜を栽培されております。譲渡人は高齢であり、今回、みかん畑や田など全筆を後継者である譲受人へ贈与したいとの申請です。何も問題無いと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番の川崎です。この7番、8番、9番については、同じ申請人ということで、一緒に説明させていただいてよろしいですか。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○17番（川崎眞志男君） この案件は、河川改修工事の買収に伴う代替地の提案による申請です。

申請場所は、新和町の小宮地新田を流れております流合川の上流の河川改修工事が行われているところにあります。以前に川が氾濫し、決壊したことがあり、その河川改修が行われているところです。川に面する農地をそれぞれが交換するかたちで今回の申請となっております。全く問題はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番、8番、9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10番について担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番の森岡です。10番について説明致します。

今回の申請につきましては、先ほど事務局から説明があったとおり、親から子への受贈による申請です。申請場所につきましては、楠浦町観音の対岸に見える大多尾の榎浦というところにあります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11番について担当委員より説明をお願いします。

○23番（滝下清三郎君） 23番の滝下です。11番について説明致します。

申請場所については、深海から国道へ出る途中にあり、現地を確認したところみかんが栽培されており、特に問題はないかと思っております。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、12番について担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。12番について説明致します。

申請場所につきましては、栢宇土小学校の道路前にあります。栢宇土町の譲受人は川原町の譲渡人から売買により取得したいとの申請です。夫婦で25年以上農業をされておりますので、何等問題はありません。よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第48号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

愛媛県西予市の申請人は、山林として管理したいため、本渡町の畑713㎡を山林に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に山林化されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

申請場所につきましては、本戸馬場の県農業試験場の近くにあります。現地を確認しましたが既に山林化しており、始末書が添付されております。今後山林として管理したいとの申請です。特に問題はないかと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 2番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、貸駐車場として周囲の利用が見込めるため、本渡町の畑 470 m²を貸駐車場に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。2番について説明致します。

申請場所につきましては、茂木根の警察官舎の西側にあります。申請内容は貸駐車場
雨水については道路側溝に放流する計画となっております。隣接者の同意も取れており、特
に問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 3番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、自宅に近く利用しやすいとの理由により、本渡町の畑 39 m²を墓地に転用
したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に墓地が建立されているため、始末書が添付されております。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。3番について説明致します。

申請場所につきましては、天草畜産の近くにあります。申請内容としては墓地に転用し
たいとのことですが、既に平成13年に建立されており、始末書が添付されております。今
回は市の環境課からの指導もあり、それぞれ申請書を提出されたとのことでした。特に問

題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

楠浦町の申請人は、周囲からの要望等により、楠浦町の畑 175 m²を貸駐車場に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番の森下です。4番について説明致します。

申請場所につきましては、楠浦町コミュニティーセンターの近くにあります。申請内容としては、6台分の貸駐車場として転用したいとのこと。雨水については道路側溝へ排水し、周囲の同意も取れておりますので、よろしくご審議の程をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番について、ご説明いたします。

亀場町の申請人は、隣接する福祉施設及び周囲からの要望により、亀場町の畑 1,583 m²を貸駐車場に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地となっておりますが、例外規定の集落接続にあたるため、転用は可能となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。5番について説明致します。

申請場所につきましては、食場の国道を牛深方面へ進みジャスコの先の信号より左折し500mほど進んだところにあります。亀場町の申請人はこれまで栗を栽培しておりましたが、猪の被害や高齢による草払いさえも困難となり、そして1年前に隣接地に「帽子岳の里」という老人施設ができましたので、入居者の見舞客や施設職員への貸駐車場として転用し老後の生計に充てたいとの申請です。給水はなく、雨水排水は道路側溝へ流す計画となっています。区長からの同意も取れており、特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6番について、ご説明いたします。

亀場町の申請人は、現在の農家住宅が手狭であるため、亀場町の田 52 m²を通路として宅地拡張したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は概ね10ha以上の規模の一团の農地の区域内にあるため『第1種農地』となっておりますが、例外規定の集落接続にあたるため、転用は可能となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に通路として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。6番について説明致します。

申請場所につきましては、食場の国道を牛深方面へ進みジャスコの先の信号より左折し1kmほど進んだところにあります。申請人は家族4人で畜産農家を始め、稲作も経営されております。また、後継者である息子は認定農業者でもあります。今回、水田の一部を牛舎への通路として利用したいとの申請ですが、既に通路として利用されていたため始末書が添付されております。特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 7番について、ご説明いたします。

五和町の申請人は宅地を拡張するため、五和町の畑 380 m²を転用したいというものです。既に庭地とされているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番の佐々木です。7番について説明致します。

これまでの経過としては、先々代の頃に植木を植えられ、その後、通路として利用されておりました。この土地は基盤整備事業の時に造成されており、そのため土地改良区からの意見書も添付されております。また、排水の同意も取れており、何も問題はないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 8番について説明します。

有明町の申請人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、有明町の畑 1,995 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

なお、既に一部が通路としているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番の浦上です。8番について説明致します。

申請場所については、有明町大島子の中心部にある島子ガソリンスタンド手前より約60m程山手の方に進んだところにあります。

現在、ここにはデコポン、清美、温州などが栽培されておりますが、収穫した後に伐採し太陽光発電施設を建設する予定だそうです。周囲の農地については、3分の1が自分の

農地であり、隣接者や排水関係の同意も取れております。

また、一部にコンクリートになっているところもありますが、始末書も添付されており、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 9番について、ご説明いたします。

天草町の申請人は太陽光発電施設を整備するため、天草町の田 1,041 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。9番について説明致します。

申請人は以前親子3名で耕作をされていたということですが、現地を調査しましたところ、耕作を止めてから34年が経過しており、雑木林が生い茂る状態でありました。ここを伐採し太陽光発電施設を建設したいとの申請であります。

そこで、どれ位の規模を予定しているのかを尋ねたところ、日照の調査もされ、パネルも168枚設置するということでした。また、川を挟んでいるものですから、工事についてはどうされますかと尋ねたところ、橋をかけてから工事を行うとのことでした。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 10番について、ご説明いたします。

本案件は後の議第58号の16番の案件の取得地と合わせて事業を行なうものです。

河浦町の申請人は貸資材置場とするため、河浦町の畑 500 m²を転用したいというものです。既に貸資材置場とされているため始末書が添付されております。資料③の農地法許可

基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。10番について説明致します。

申請場所につきましては、河浦町路木のバス停から東方面へ約1kmほど入ったところにあります。申請内容としては、資材置場として利用したいということですが、既に路木ダムの建設資材置場として利用されており、始末書が添付されております。

また、地元の水田耕作組合からの同意も得られているため、特に問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第58号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

浜崎町の譲受人は、借家住まいにより、北原町の譲渡人から北原町の畑140㎡を贈与により取得し、個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

申請人は贈与により取得し、自己住宅を建築したいとの申請であります。申請場所は、北原町の星光園の南側にあります。

給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水については公共下水道、雨水については、道路側溝へ流されます。

特に問題はないかと思っておりますので、ご審議方よろしくご願ひいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 2 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2 番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人は、借家住まいにより、本渡町の譲渡人から本渡町の畑 250 m²を贈与により取得し、個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に造成されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原高弘君） 31 番の松原です。2 番について説明致します。

申請人は贈与により取得し、自己住宅を建築したいとの申請であります。申請場所は、本渡町広瀬の大矢崎ニュータウン内にあります。

既に造成されており、始末書が添付されております。

給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水については公共下水道、雨水については、道路側溝へ流されます。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 3 番について、ご説明いたします。

東浜町の借受人は、個人住宅を建築したいため、本渡町の貸渡人から本渡町の畑 205 m²を使用貸借権設定により借り受け、転用したいというものです。

既に、宅地化されているため始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置す

るため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。3番について説明致します。

申請人は使用収益権の設定により借り受け、自己住宅を建築したいとの申請であります。この案件は、先月の農業委員会総会においてご審議及びご承認いただきましたが、先ほどの2番の場所と誤って申請され、その後取り下げられたため、今月再度申請となりました。

申請場所は、本渡町広瀬の大矢崎ニュータウン内にあります。既に造成されているため始末書が添付されております。

給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水については公共下水道、雨水については、道路側溝へ流されます。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人は、借家住まいにより、亀場町の譲渡人から本渡町の田 541 m²の内 220.85 m²を売買により取得し、個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に造成されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。4番について説明致します。

申請人は、売買により取得し、自己住宅を建築したいとの申請であります。

申請場所は、本渡町本泉の芥明高校果樹園の西側にあります。既に造成されているため始末書が添付されております。

給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水については公共下水道、雨水については、道路側溝へ流されます。

特に問題はないかと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。
次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5 番について、ご説明いたします。

亀場町の借受人は、借家住まいにより、楠浦町の貸渡人から楠浦町の畑 310 m²を使用貸借権の設定により借り受け、個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22 番（森下雅成君） 22 番の森下です。5 番について説明致します。

申請場所は、新和町に通じる県道沿いにあります。借受人と貸渡人は親子関係にあり、使用貸借権の設定を行い、実家の近所である申請地に自己住宅を建築したいとの申請です。

給水は用水路を利用し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は道路側溝へ流す計画です。隣接地及び区長からの同意も得られておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。
次に 6 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6 番について、ご説明いたします。

亀場町の借受人は、借家住まいにより、亀場町の貸渡人から亀場町の田 1,468 m²の内 328.20 m²を使用貸借権の設定により借り受け、個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、一部が道路として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。6番について説明致します。

申請場所は、亀川の明亀橋より本渡方面へ50m進み、カーブ手前から小さい路地に左折し100mほど進んだ右側にあります。借受人は父親所有の農地を借り受けて、自己住宅を建築したいとの申請です。以前は水田でしたが、数年前に形状変更届により畑として利用されています。

給水は市上水道を利用し、生活雑排水及び汚水は公共下水道、雨水は申請地内に雨水枡を作り、既設排水路へ流す計画です。区長からの排水同意や隣接者からも同意が得られており、特に問題はないかと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 7番から12番までの案件については、昭和62年、旧五和町の時にゴルフ場などのリゾート開発計画のため、旧本渡市と五和町で設立した公社が用地買収した農地について、計画の白紙撤回により今回譲渡人6名から天草市が譲り受け転用するものです。

よって、まとめて説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（吉田直哉君） では、7番から12番について説明します。議案につきましては、5ページから7ページに渡っております。

天草市は水源涵養林とするため譲渡人6名から五和町の田4,871㎡、畑4,402㎡を売買により転用したいというものです。申請地は買収において天草市がすべて仮登記を設定している状況でございますが、今回5条の転用許可を持って本登記へ移したいとのことです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分はいずれも第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番の山本です。7番から12番について一括して説明致します。

先ほど事務局から説明があったとおりですが、ここはゴルフ場用地として買収され、仮登記してあった土地になります。申請内容は、植林をし水源涵養地としたいとのことです。

申請場所につきましては、ゴルフ場予定地に点在しているため、資料④の地図で確認をお願いします。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番から12番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。私はその申請地についてはよくわかりませんが、他に農地が無いのかどうか、また、その農地を涵養林として天草市が買収するにあたり、その地下に水源が有るのかどうなのか、わかる範囲で結構ですので説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 前方のスクリーンを見ていただきますと、これまで耕作されておりましたので、荒廃農地となっております。

○3番（川原昭雄君） 私が聞きたいのは、周囲に農地が無いのかということであります。

○議長（鶴田雄士君） 事務局の方でわかりますか。

○事務局（吉田直哉君） 事務局の方から大まかなことについてご説明します。

昭和62年当初の計画の時点で計画面積が約112haありまして、五和町御領から本渡市佐伊津町に至る計画となっております。その内、用地買収が完了した農地が約90haで、またその内仮登記が行われた農地が26haございました。そして、今回申請があった6筆の農地が約9反です。

その買収が済んでいた点在する約90haの内、比較的書類等の作成が困難でなかったものについて、水源涵養林として今回の申請となったということです。今後も書類作成が出来るものについては、同様の申請が提出される予定となっております。

しかしながら、佐伊津町においては『第1種農地』が多く転用申請が出来ないため、市の地域政策課が県の林務課と協議しまして、第1種農地については『保安林』として指定を受けたいという方向で進められております。

また、県の方で数十年来に渡り耕作放棄地となっている農地については、『非農地化』を勧めるよう指導がっております。

市の地域政策課としましては、今年度までは可能な限り農地転用により手続きを行っていきたいとの希望であり、4月以降については、非農地化により転用申請が不要となる手続きを進めることが計画されておりますので、農業委員の皆さんにも2月か3月の農業委員会において意見を求めることになるかと思っております。

そして、最終的には、仮登記されている26haの農地すべての所有権移転ができるよう、すすめていきたいとのことです。よろしく願いいたします。

○3番（川原昭雄君） 農業委員会は市議会ではなく、我々は農地の管理をどのように行うかを進言する機関でありますので、無理やり所有権を移転するのではなく、所有者に農地

を返すことも検討していただきたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見が無ければお諮りいたします。本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に13番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君）13番について説明します。

五和町の借受人は五和町の貸渡人から五和町の畑 350.19㎡を使用貸借により借り受け転用したいというものです。申請地は既に貸渡人が農業用倉庫として使用しているため始末書が添付されておりますが、今回の転用許可をもって解体し個人住宅を建築する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番の佐々木です。13番について説明致します。

申請場所は、城河原中央より1kmほど入ったところにあります。今回の4条申請でありました案件を含め、自己住宅を建築したいとの申請です。貸渡人と借受人は親子であり、使用貸借により借り受けて建築する計画です。すでに農業用倉庫が建てられていたため始末書が添付されております。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に14番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 14番について説明します。

天草町の譲受人は太陽光発電施設を整備するため、本渡町の譲渡人から天草町の田 939㎡を売買により取得し転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。14番について説明致します。

申請場所は、先ほど4条申請でありました天草町の太陽光発電施設の案件と隣接しております。事業主は違っておりますが太陽光発電施設を建設したいとの申請です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました14番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に15番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 15番について説明します。

天草町の譲受人は太陽光発電施設を整備するため、宇土市の譲渡人外1名から天草町の畑1,238㎡を売買により取得し転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） 担当委員の小堀田委員が本日は欠席されているため、説明文を預かっておりますので代読させていただきます。

「申請地は、資料の中の配置図や写真をみていただければ判ると思いますが、形状が不規則で傾斜地に位置しております。除草作業は行われておりましたが、長年不耕作の状況でありました。関係権利者からの同意も得られておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。」とのことです。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました15番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に16番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 16番について説明します。

河浦町の譲受人は貸資材置場とするため、大阪府大東市の譲渡人から河浦町の畑670㎡を売買により取得し転用したいというものです。

本案件は先の議第57号の10番の申請地と合わせて行なう事業です。既に貸資材置場とされているため始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。16番について説明致します。

申請場所は、先ほど4条申請でありました河浦町の貸資材置場の案件と隣接しております。事業主が同じで、4条申請の貸資材置場の面積では足りないため、5条についても併せての申請となりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました16番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第59号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第59号について説明します。

1番の本渡町本戸馬場の借受人のほか利用権の新規設定の計画が6件、再設定の計画が18件で、総面積は99,418㎡となっております。

なお、議案中、次に申し上げます番号が農地利用集積円滑化団体を通じての転賃の案件でございます。

番号を申し上げます。4ページの15番です。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありますか。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。事務局にお尋ねしたいと思います。

この成立した利用計画については、どのような事態が発生した時に白紙撤回ができるのか、できないのか。また、成立した期間が満期となった時はどうなるのか。

貸渡人の方より「私が知る限り、耕作年数をそんな長期に渡り貸した覚えが無い。」と言われたり、その他の例としては、「水稻栽培で米だけ取るだけで、草刈りはしないような人には貸したくない。」といった苦情があった場合、どうすればいいのか。

また、富津地区で農地パトロールを行った際、ほ場整備を実施した田であっても、2年も3年も耕作されないままの状態です。私も農業委員の一人として、「近所から苦情が出ますので何とかしてください。」と指導しても、一向に耕作されません。

そのところを事務局より説明をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） では、事務局より回答をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） まず、白紙撤回ができるのかというご質問についてですが、利用権設定の場合、契約後にトラブル等が発生した場合など、合意解約の手続きをとることができます。これはあくまでも合意によるものなので、一方からの申し出による場合は、農業委員会総会にかけて、最終的には県知事の許可により解消することになります。

次に、利用権設定の終期を迎えた場合についてですが、その終期を迎える2ヶ月ほど前に、貸し手及び借り手の双方へ期間終了をお知らせする文書や再設定を行う場合の書類等についても併せて送付しております。

最後に、農閑期の管理についてですが、これは借り手の個人的な経営方針であり、農業委員さんが指導しなければいけないこととは思いませんが、一般的には農閑期であっても管理し、次の耕作に備えることが必要であると思います。

○30番（小川浩治君） では、例えば、13ページの22番について、私の担当地区の案件ですが、もし、私がこの案件について反対した場合はどうなりますか。ここは中止になりますか。私が言いたい事は、この農用地利用集積計画が総会で上がってくる前に、書類を見て相談等があれば、貸し手及び借り手に対して双方の意見を聴いて穏便に調整ができると思うのですが……。先ほどもいいましたが、除草もしない、田植えをしても補植もせず、見かねて貸し手の方が補植をするようでは、充分とは言えないと思います。

例えば、この22番に私が反対した場合は中止になりますか。

○事務局（吉田直哉君） まずお答えする前に確認事項として申し上げますが、農業委員さんに事前に相談するということについては、新規設定の場合のみ書類等を送付し、現地の確認や相談をしているところです。再設定については、これまでの経緯を踏まえ、双方に通知して提出されるものですので、農業委員さんへの書類送付は行っておりません。

そして、ご質問がありました「この場で反対したらどうなるか」ということについては、基本的にこの経営基盤強化法に基づく利用権の設定の備えるべき要件としては、農地法第3条の要件と同じであるということです。ただひとつ違うのは、下限面積の要件が無いということです。基本的には、農作業の従事日数やきちんと耕作をされているようであれば問題はなく、もし、それらの条件をクリア出来ていない場合は、議長からの「ご異議はございませんか。」という問いに、問題点を指摘された上で反対ということを述べられていい

と思います。そして、この総会の議論の中で、要件を満たしていないということであれば、農用地利用集積計画に載せることはできないと思います。

○30番（小川浩治君） 私は、この利用権設定の内容について、この総会の場で初めて知り、どのような経過で申請されたのかはわかりません。事務局の方で書類上は問題が無くとも現場においては、10年も貸した覚えは無いとか、別に耕作してくれる人はいないかなど、再設定においても事前に相談をしてもらえれば、そのような問題に対処したいと思うのですが……。ご検討をよろしくお願いします。

おそらく事務局の方にはそのような現場での意見が入ってこないと思います。

議長、これで終わります。

○事務局（森内健二君） 事務局の方としましては、貸し手と借り手の双方が内容についても同意の上で、印鑑も押印し、申し出をされていると認識しております。

○30番（小川浩治君） 私の知る限り契約年数というのは、借り手が勝手に書いたという事例が実際にあっているのも、もし相談をすることが出来れば、契約年数等の確認もできると思います。

○議長（鶴田雄士君） そういうことであれば、この22番の案件については保留とした方がいいですか。その上で委員に中に入ってもらって調整をしてもらおうということ……。

○30番（小川浩治君） 22番というのは、例えばと言っただけで、今回の内容とは違います。

○議長（鶴田雄士君） この22番の案件ということではないのですね。わかりました。では、他に質疑はありませんか。

○事務局（吉田直哉君） 議長、すみません。よろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、どうぞ。

○事務局（吉田直哉君） 先ほど、小川委員さんの方から、再設定についても書類等を送付し、現地の確認や内容の調査・相談について検討してほしいとの提案がありましたので、他の委員さんのご意見も聞かせていただければと思います。

○議長（鶴田雄士君） 先ほどからの事務局の説明にもあったように、これまでは新規設定のみを連絡しておりましたが、再設定についても同様に連絡した方がいいのかどうか、委員さん方のご意見はいかがでしょうか。

○3番（川原昭雄君） 再設定についても委員に連絡してもらっていいと思います。再設定の場合も書類はあるんでしょう。そして、奨励金もあるんでしょう。

○18番（森岡一正君） 私は、連絡は必要ないと思います。なぜなら、お互いが納得した上で申し出をするのですから。

○17番（川崎眞志男君） 私も連絡は必要ないと思います。何か問題が起こったら農業委員

が対処すればいいと思います。

○3番（川原昭雄君） 再設定の書類はあるんでしょう。

○事務局（吉田直哉君） 基本的には、再設定も新規設定も同じ書類です。新規か再設定かに○印を付けるだけとなっております。ただ、再設定の場合のみ終期を迎える前に貸し手と借り手双方に通知を差し上げております。

また、借り手の方が期間内に死亡された場合において、その家族の方がそのまま耕作されていたりだとか、耕作できないからといって、ヤミ小作で他の方に貸したりだとかの事例はあっております。そのような場合には、新規の申し出をしていただくよう指導しております。

しかしながら、なかなか把握もできないような状況ですので、小川委員さんから提案があったように、連絡し現地の確認や調査等対応していただいた方がいいのかなとも思いますが、ただ、件数としては1月から3月にかけては膨大な件数になりますのでどうなのかなと思いますが、この場で決めていただければ、1月からの対応についても行っていきたいと思います。ご検討をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 賛成、反対、両方の意見がありますが、どうしましょうか。採決を取りましょうか……。それでは、採決を取りたいと思います。

再設定についても連絡をしてもらった方がいいと思われる方、挙手をお願いします。

（賛成者 0名）

○議長（鶴田雄士君） はい、では委員には連絡……

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。やはり、農業委員という立場で考えますと、あの土地が何年で契約が終了するのかなということも知っていなければならないし、貸し手と借り手の状況としても、小作料が払われているのかや良く管理されているのかなど、地域から選出された農業委員の使命としても知っておくべきだと思います。

○議長（鶴田雄士君） ということは、連絡してほしいということですか。

○3番（川原昭雄君） はい。私たちの任務は農地の利用集積を図ることであり、その中で地域に入り、遊休地があれば誰か耕作する人はいないかなど、調整をしなければならないと思います。

○11番（浦上廣幸君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、どうぞ。

○11番（浦上廣幸君） 11番の浦上です。ただ今、川原委員より説明がありましたけれども、私のいる有明地区については後継者が不足しており、ほとんどが貸し借りとなっている状況であります。もし毎月、連絡を受けてから調査等を行うということになれば、自分の農

業さえも不可能になると思われますので、これまでどおり事務局にお任せしたいと思います。

○3番（川原昭雄君） 私が言ったのは文書をもらうだけで、調査までしなければならないということを申し上げたつもりはありません。全部を調査することは私にも不可能です。契約が終了するという時に、小作人がもう耕作できないとか、誰か耕作してくれる人がいないかなど、現実にそういう事例がある訳です。そういう時にこそ農業委員が親身になってより良い契約ができるよう世話をしてやるのが大事であると思います。

○7番（佐々木碩哉君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、どうぞ。

○7番（佐々木碩哉君） 7番の佐々木です。ただ今、川原委員が言われたことは、なるほどだと思いますが、私の有明地区では借り手を見つけてほしいときには訪ねてこられますし、現在においても貸借契約の件数が多いのに、再設定までも書類が送付されてくれば、対応できるかどうか心配です。件数の少ないところはいいとは思いますが、有明地区では対応できません。希望される地区だけ書類を送付するということではいけませんか。

何か不都合なことがあった場合は、事務局に尋ねることもできると思います。

○30番（小川浩治君） 件数の多い少ないの問題ではないと思います。実際に、借り手の方が耕作をしていて、農業等散布の仕方により『いもち』などが発生した場合、自分だけの被害だけならまだしも、隣の田に被害が及んだらどうしますか。農業委員として応じきれないとは言えないはずですが、それが農業委員ではないのですか。私たちの仕事ではないですか。書類が届いたら現地を確認するだけではないですか。貸し手の契約を守るのが借り手です。借り手が契約を守らないのであれば、解約するしかないと思います。皆さんが応じ切れないほどの件数はないと思います。

○2番（稲田秀敏君） 2番の稲田です。これまでの意見をきいておりますと押し問答のようですが、先ほど会長が多数決を取られた際にもどちらにも挙手が挙がりませんでした。やはりこれは、貸し手と借り手のモラルの問題であり、農業委員がこの場で審議する問題ではないと思います。私も個人的には、再設定について農業委員への連絡は必要ないと思います。皆さん、どうでしょうか。これで、先ほど会長が採決されたように閉じてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、お諮りいたします。本議案で提出されました利用権設定24件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第60号 天草市牛深地域 平成24年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱いについてを議第といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） では、議案を読み上げて提案させていただきます。

日程第6、議第60号 天草市牛深地域（牛深町）平成24年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱いについて、天草市牛深地域（牛深町）平成24年度地籍調査事業の実施に伴う農地からの山林、原野、ため池、公共施設、水路及び公衆用道路等への転用については、別添一覧表のとおり同事業の成果をもって転用することを認める。平成25年12月25日提出、天草市農業委員会 会長 鶴田雄士。

説明資料については、資料⑤の天草市牛深地域（牛深町）平成24年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱いに係る説明資料をご覧くださいと思います。

まず、平成24年度における地籍調査事業の実施地域は、資料1ページの字一覧図で示されており牛深町天附地区内にあります。

次に、地籍調査結果につきましては、資料2ページの集計表をご覧くださいと思います。左側に「1 調査結果」とありますが、調査を行う前の農地の筆数及び面積が、1,098筆の401,680.27㎡に対して、調査後には、筆数が53筆の17,378㎡と大幅に減少し、その変更内容としては、原野、公衆用道路、山林、雑種地、墓地等になっております。

また、右側の「2 左のうち転用されているもの」については、調査結果の中で、転用申請を要しないものが、1,066筆の578,400.86㎡で、今後、転用申請を必要とするものが、35筆8,042㎡となっております。

そして、この転用申請を要しないものというのが、許可不要の案件であるため、本日、この太枠で囲んだ部分について、ご審議をお願いしたいと思います。

その主な内容としましては、山林が1,005筆の569,297.15㎡、公衆用道路が52筆の7,193.75㎡であります。これらについては、長い間耕作されなかったため、山林化したものがほとんどであり、当該地や周辺状況からも今後農地としての利用が困難であることから、今回の現地確認により転用は止むを得ないと判断できると思います。またその他、港湾施設の灯台敷地などの公的な目的で転用されているものについては、許可不要として取り扱うことが適当であると考えられます。

1番右に記載されている②の今後転用申請を必要とするものについては、私的に許可無く転用されている事例であり、今後許可申請等の指導が必要となる農地となります。

○議長（鶴田雄士君） 次に、牛深地区の農業委員を代表して戸谷委員に調査の結果を説明

していただきます。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。ただ今、事務局より地籍調査の成果について詳細に説明がありましたので、私の方からは、先週18日に事務局の地籍担当職員及び牛深地区5名の農業委員で現地確認を行いましたので、その現況について説明させていただきます。

長年、耕作が放棄されて山林・原野化したものがほとんどでございまして、これは傾斜地の段々畑で耕作が不便だったり、無人島となり通作に不便だったりという理由から長年耕作放棄地になっていたという経緯であります。

また、1ページの地図の左上に『大島』という島がありますが、ここに灯台が設置されて、施設及び附帯設備として転用されたものです。また、資料にある写真を見てくださいと公共道路として転用されたものもあります。

このように公的施設としてや山林原野化した農地については、今後、農地としての利用が見込めないということから転用については問題ないと思います。

更に、宅地や墓地に転用されている農地については、地籍の閲覧を行う時点で担当職員より農地転用許可申請を提出するよう指導をお願いしています。私たち農業委員も今後の活動として転用申請されるよう指導を行っていきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（鶴田雄士君） ただ今説明がありました「天草市牛深地域 平成24年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱い」について質問はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑が無ければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり認めることと致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届が1件、本渡町広瀬の畑を3筆、切土及び盛土をして飼料作物を耕作するというものです。

続きまして、許可不要転用の4条案件に係る届出についてが、下浦町の畑に耕作用の通路として届けられたものが1件ありました。

また、許可不要転用の5条案件に係る届出についてはありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

午後3時57分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 戸谷泰典

署名委員 倉田喜一